



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっきん」

# 公正取引委員会 九州事務所 NEWS

## 2026.4月号

公正取引委員会は、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及びスマホ法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **取適法**は、取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を図るため、製造委託等代金の支払遅延、減額、返品等の委託事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **スマホ法**は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについてセキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するための法律です。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

### 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 取適法についての相談、調査依頼等	第一取引適正化調査課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

### 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)



# 九州事務所 掲示板

xi

## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換**し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、**管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて**分かりやすく説明する「**消費者セミナー**」を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】

取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

**講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。**

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様に、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣**し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「**独占禁止法教室**」を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

## トリテキ会議の開催

九州事務所では、サプライチェーン全体の取引適正化を目指して、**中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」**を開催してまいります。

本件企画は、令和7年10月以降、九州各県の商工会議所や中小企業団体中央会等に御協力をお願いして、開催しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

第一取引適正化調査課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

## 広報・広聴活動

### ◆講師派遣

下記のとおり講師を派遣いたしました。



開催日	テーマ・内容	対象者	開催場所
3月4日	取適法に関する説明会	熊本県トラック地方協議会の会員等	熊本市
3月10日	取適法に関する説明会	長崎県トラック地方協議会の会員等	長崎市
3月12日	取適法に関する説明会	熊本県商工会議所の会員	熊本市
3月13日	ブリヂストン輸送協力会 令和7年度後期研修会	ブリヂストン輸送協力会会員	福岡県久留米市
3月16日	取適法に関する説明会	九州トラック地方協議会	福岡市 オンライン併用
3月18日	価格転嫁セミナー	福岡市に所在する事業者	福岡市

### ◆トピックイベント

下記のとおりイベントについて、主催・参加いたしました。



開催日	テーマ・内容等	内容	開催場所
3月12日	独占禁止法教室	宇土高等学校での独占禁止法教室（161名）	熊本県宇土市
3月14日	価格転嫁等に関する意見交換会	鹿児島県中小企業診断士協会との意見交換会（13名）	鹿児島市

### ◆今後の予定

下記のイベントを実施予定です。



開催日	名称	対象・内容など
4月22日	鹿児島大学での独占禁止法教室・社会人向けセミナー	・鹿児島市大学生向け独占禁止法教室 ・社会人向けセミナー（取適法（改正下請法）のポイント説明）
4月22日	入札談合関与行為防止法等研修会	九州地方整備局契約課向けの研修

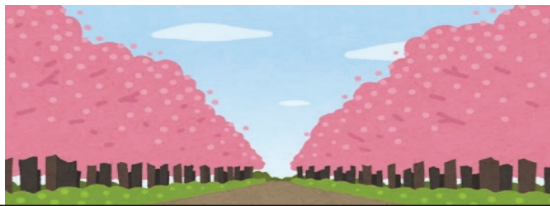
# 今月のフォトコーナー

令和8年3月12日

宇土高等学校（熊本県宇土市）で、独占禁止法教室を開催しました。

教室の様子をお届けします！





大矢一夫九州事務所長



この度、九州事務所長大矢一夫が令和8年3月31日付けで、離任することとなりました。これまでのご厚情に対する御礼を兼ね、以下のとおり、離任の御挨拶を申し上げます。

### ～離任のご挨拶～

令和6年7月の着任以来、当事務所の活動に対し、皆様から多大なるご理解とご協力を賜りましたことに、まずもって心より厚く御礼申し上げます。

#### ■「公正な取引で社会全体を豊かに」を胸に

私は常に「公正な取引で社会全体を豊かに」というスローガンを胸に刻み、ここ九州の地において、消費者の皆様の選択肢の拡大、事業者の皆様の創意工夫、そして絶え間ないイノベーションの創出のために、我々行政に何ができるかを自問自答し続けてまいりました。

そして、九州事務所のHPや「九州事務所NEWS」で発信してまいりましたとおり、1年9か月という限られた月日ではございましたが私自身も積極的に各地へ足を運び、競争政策の重要性を共有させていただくことに努めました。喫緊の課題である「適正な価格転嫁」の実現をはじめ、談合やカルテルの防止、優越的地位の濫用是正、さらにはスマートフォンなどデジタル市場における公正なルールの確立の大切さや、企業が公正に競い合うことのメリットを、生徒・学生や消費者の皆様を含む多くの方々へ直接お伝えできたことは、私にとって何事にも代えがたい喜びでございます。

#### ■九州の「生の声」を糧として

縁もゆかりもなかったこの九州で、皆様からいただいた「生の声」は極めて貴重な財産となりました。温かい感謝のお言葉をいただく一方で、時には厳しいご意見や、切実な悲痛の叫び、勇気を持って絞り出された苦しい訴えを伺うこともございました。これらの重い言葉を公正取引委員会全体で共有し、地域の実情を反映した政策立案や制度運用へと繋げられたことは、行政官としての私の大きな糧となりました。

また、独占禁止法や取適法、フリーランス法などの執行にあたっては、関係者の皆様の言い分を真摯に斟酌しつつ、迅速かつ効果的な対応を心掛け、各地域・業界に一石を投じる結果を残すことができました。特に、未来志向の改善策をご提案いただき、業界全体が自浄作用を発揮し意識改革に取り組んでいただいたことは、他地域に先駆けた九州ならではの素晴らしい成果であり、深く感謝しております。

#### ■持続可能な未来と地方創生への確信

少子高齢化や人手不足といった深刻な社会課題に直面するなか、各地での交流を通じて、地域経済の活性化が「待ったなし」の状況にあることを痛感いたしました。同時に、それらの課題解決においても、競争政策が寄与できる余地は極めて大きいと確信しております。持続可能な経済成長、賃上げの好循環、賑わいの創出、地域の魅力や働き甲斐の向上を達成するために、どのような制度設計や運用が求められるのか、今後も思索を深めてまいります所存です。

とりわけ、自治体の首長や地場経済のリーダーとの「公正取引デイズ（日南地区及び都城地区）」、また、事務所機能を一週間移転させた「公正取引ウィーク（鹿児島県及び大分県）」を通じ、皆様と膝を突き合わせて地域の未来を語り、当委員会を身近に感じていただけたことは、私にとって最高の思い出となりました。

#### ■結びに代えて

新年度から九州事務所の陣容に更なる拡充が認められました。これは今までの活動に対する信任と今後の施策運営への期待の表れであり、私自身、その責任の重さに改めて身が引き締まる思いです。パトンは次の事務所長へと引き継がれますが、九州に暮らす人々の生活と生業（なりわい）をより豊かにするため、事務所職員一丸となって取り組む決意に変わりはありません。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして、私の離任の挨拶とさせていただきます。これまでの多大なるご厚情、誠にありがとうございました。

令和8年3月31日 公正取引委員会九州事務所長 大矢 一夫